

## 第3回 経済活性化ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年11月5日（金）15時00分～17時03分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）武井一浩（座長）、御手洗瑞子（座長代理）、大槻奈那、夏野剛

（専門委員）井上岳一、落合孝文、竹内純子、堀天子、戸田文雄

（政府）牧島大臣、小林副大臣、山田政務官

（事務局）辻次長、渡部次長、川村参事官、赤坂企画官

（ヒアリング）

五十嵐 克也 日本商工会議所 理事

東条 正明 グローブシップ株式会社 取締役

元澤 弘幸 グローブシップ株式会社 工事部長

大澤 一夫 国土交通省大臣官房審議官（不動産・建設経済局担当）

鎌原 宜文 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

4. 議題

（開 会）

議題．建設業における技術者等の配置・専任要件等の緩和

（閉 会）

5. 議事概要

○武井座長 定刻となりましたので、ただいまより「規制改革推進会議 第3回経済活性化ワーキング・グループ」を開会いたします。

本日は「建設業における技術者等の配置・専任要件等の緩和」について御審議いただきます。

日本商工会議所の皆様と国土交通省の皆様におかれましては、御多用のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は、牧島大臣、小林副大臣、山田政務官にも御出席いただいております。よろしく願いいたします。

では、まず最初に、牧島大臣より御挨拶をお願いできますでしょうか。

○牧島大臣 お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

規制改革の議論に御参加いただいております皆様方には、日頃からお世話になっている方、そして久しぶりに顔を拝見させていただいている方もおられます。

現在、政府では、世界に遜色のないデジタル社会の実現に向けて準備を進めておりますが、デジタル社会を形成する上でボトルネックもありますので、そうした課題を徹底して洗い出すことを目指しています。その上で、リスクベース、ゴールベースで規制を見直し、

デジタル時代にふさわしい環境を整備してまいります。デジタル臨時行政調査会の早期の立上げに向けた検討を進めておりますので、その点も御報告いたしたいと存じます。規制改革推進会議の皆様とはこのような問題意識、状況を共有させていただいた上で、これまで取り組んできた個別の課題解決に向けて、さらに検討を深めていきたいと考えますので、引き続きの御協力をお願いいたします。

さて、本日は「建設業における技術者等の配置・専任要件等の緩和」について御議論いただきます。建設業では、皆様御存じのとおりですが、就業者の3人に1人が55歳以上、30歳未満の若手は1割程度ということで、他産業と比べても深刻な高齢化が進んでおります。約8割の事業者から経営上の課題として人材不足が挙げられております。

よって、デジタルでできることは増加してきていますので、その点をしっかりと見ていくこと、さらには安全性などの確保のために規制が取られている部分があったのだと思いますけれども、要件を緩和できるものは何なのか、またはこの要件自体が不要なのではないかという、今の価値観に沿った議論というものも必要になろうというふうに思います。

ICTの活用などにより、工事現場や営業所への技術者・責任者の配置・専任要件を見直し、また将来を担う技術者人材を育成・確保するべく資格要件を整理すれば、人材不足解消もできますし、インフラ整備、災害対応をはじめとした地域経済の発展、さらに安全を支える建設業の生産性の向上にもつながるものであります。

委員の皆様には活発な御議論をお願いさせていただいて、国土交通省には、本日の御議論をしっかりと受け止めて速やかな対応を共に進めていきたいと思っておりますので、御協力をどうぞよろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

○武井座長 牧島大臣、ありがとうございました。

続きまして、小林副大臣より御挨拶をお願いいたします。

○小林副大臣 皆さん、今日もよろしくをお願いいたします。

規制改革といっても全てが緩和ということではなくて、規制を適正化していくことだというふうに思っています。そのため、今日の専任の廃止みたいな話については、まずは技術的中立性を確保していくというのが観点としては一つかなと。つまり手段を限定するものではなく、様々な手段、技術を使えるようにして目的が達成できればいいのではないかと。もう一つは、規制の精緻化という観点だと思っていて、こんなに細かいところまで同じ規制でやらなければいけないのかと。リスクベースで考えるとそこはもうちょっと実は緩くていいのではないかと。ところで、大枠でかけていた規制をもう少し精緻に見ていくという観点で今回の件は見直しができるというふうに思っています。

いずれにしろ、法改正が必要なものもあれば、通達みたいなものでもできるものもあるでしょうから、できるものはすぐに結論を出して、早く結果を出すことで一日も早く現場の課題を解消し、そして目の前の景色が変わっていく姿を国民の皆様と共有することで改革のマインドを全国に広げていくことが重要だと思っておりますので、そこにこだわって今

日もやっていきたいと思えます。皆様、御協力をよろしく申し上げます。

○武井座長 小林副大臣、ありがとうございました。

続きまして、山田政務官、一言お願いできますでしょうか。

○山田政務官 政務官の山田でございます。

大臣、副大臣が言われたとおりであります。これだけの委員がおられますので、どんどん規制は改革すべきだ、なくすべきだという議論が進むのだと思いますが、ただ問題は実現できるかどうかなのです。リアライズするということが最後の重要な側面でありまして、これは国交省さんに動いていただくと同時に、我々自身の規制改革のほうも粘り強く、しつこく、変わるまで責任を持って付き合っていくというのが政治側の姿勢でもあります。我々3名は割とそういうメンバーだというふうに関心を持って聞いていますので、とにかく仕上げなので、議論ばかりしていても仕方がないので、そこに急いで行って、世の中が変わるということ早く目指したい、こう思っております。

以上です。

○武井座長 山田政務官、ありがとうございました。

それでは、早速、議論に入ります。まず、日本商工会議所の五十嵐様より、建設業における規制緩和要望について15分程度で御説明いただきます。その後、国土交通省からも御説明いただきまして、事務局からの補足説明の後に質疑応答を行います。

発言されます方はカメラをオンに、発言のとき以外はマイクをミュートにさせていただきようお願いします。

○牧島大臣室 牧島大臣室です。失礼します。大臣は公務がございますので、こちらで失礼させていただきます。

○武井座長 ありがとうございます。

では、議論に入ります。五十嵐様のほうから、よろしくお願いいたします。

○日本商工会議所（五十嵐理事） 日本商工会議所の五十嵐でございます。

本日は、大臣はじめ、多くの皆様にお話を聞いていただくこのような機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、商工会議所に寄せられております中小企業等からの声を踏まえまして、今年10月にまとめました規制・制度改革に関する意見のうち、建設業の生産性向上に資する規制改革の要望に関しまして、御説明いたします。

まさに先ほど大臣、副大臣からもありました規制の適正化という観点で御議論いただければというふうに思っております。また、私からの説明の後に、本日同席しておりますグローブシップ株式会社様に事業者の立場から建設業の技術者に関する課題についてお話を頂きます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。基本的考え方でございます。まず、建設業はインフラ等の社会環境整備の担い手でありまして、地域の雇用の貴重な受け皿ともなっております。しかし、現在、建設業は都市部、地方を問わず、全国的に人材不足が慢性化

しておりました、併せて高齢化も進んでおります。特に育成や資格取得に年数がかかる技術系人材の確保が困難となっています。

建設業法には、そうした技術系人材を工事現場に配置、専任させることや、営業所に常勤することを義務づける、そういった規定が多くあり、しかもこれが工事規模の大小にかかわらず画一的に適用されています。このため、特に中小企業では人材リソースの余裕がない中、人員配置への対応、確保に苦慮するとともに、ビジネス機会の逸失も起きているのが現状です。

建設業界における経営事業環境は規制が導入された時代から大きく変わっていると認識しております。建設現場で働く人たちへの教育、ネットワーク端末やソフトウェアの高度化、普及などが進んでいますので、こうした状況の変化に合わせた形へ規制を見直すことを希望いたしております。同時に、若年層や中途採用者の活躍機会を増やすことで中小建設業の生産性向上に資する制度改善を図っていただきたいと思っております。

2 ページでございます。個別要望の一覧となっております。1 番目が技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和、2 番目に実務経験による各種資格取得の要件、受験要件の見直しであります。順に説明いたします。

3 ページを御覧ください。具体的な要望の前に、建設業法における現在の技術者制度について簡単に御説明いたします。国や都道府県から建設業の許可を受けた事業者は、請け負った工事現場に一定の資格を有する技術者の配置が求められています。元請企業においては下請金額が4000万円以上の大規模な工事の場合は監理技術者を、元請、下請にかかわらず金額が4000万円未満の小規模、中規模の工事には主任技術者を、それぞれ配置するように定められています。また、営業所ごとに、監理技術者、主任技術者と同等の資格を有する営業所専任技術者を常勤させる必要があるため、建設業を営むにはこうした技術者を確保することが不可欠となっております。

4 ページです。個別の要望について説明いたします。まず、主任技術者の配置要件についてです。主任技術者は、建設工事の工程管理や技術指導監督といった職務を行う統括施工管理の役割を担っています。建設業の許可を受けた事業者におきましては、元請であるか下請であるかにかかわらず、また請負金額の大小、つまり大規模工事であってもあるいは軽微な修繕工事のようなものであっても、主任技術者を配置することが必要とされています。

5 ページを御覧ください。各地商工会議所の事業者からは「受注する工事の8割が少額・小規模工事であり、それらについては主任技術者のような人材を置かなくても全く問題なく施工できる。ネットワーク端末やソフトを活用することで遠隔からの施工管理や安全確認も可能である。しかし、主任技術者が実際には不足しているため、新たな仕事が取れない」でありますとか「慢性的な技術者不足のため、高齢の技術者を雇用することでしのいでいる。これから先の事業継続ができるか不安」といった技術者を確保できないことで事業継続が危ぶまれるような声すら寄せられています。

このように不足が叫ばれている主任技術者ですが、本日のもう一つの論点として掲げていますように、技術者として認められるには国家資格の取得、または長年に及ぶ実務経験が必要となっております。この要件が厳し過ぎることが技術者不足の大きな原因ともなっておりますが、これは後ほど指摘したいと思います。

6 ページを御覧ください。5 ページで御紹介いたしました事業者の声にあります小規模な工事あるいは少額の工事のイメージとして幾つかの事例を並べております。どれも軽微な工事でありまして、主任技術者のような人材を置かなくても問題なく施工できると考えております。

7 ページには、ICTツールを活用した工事の事例を紹介しております。ネットワーク端末やビデオ通話アプリなどを活用することで遠隔地から施工状況や安全を確認しながら工事を行うことができるのが現状であります。

8 ページを御覧ください。いずれにいたしましても、一定の資格要件を必要とする主任技術者は著しく不足している実情があります。一方で、そうした技術者を配置しなくても適切に施工できる小規模工事がありますが、それまでも一律に配置を義務づける現在の規制は多くの中小建設事業者の生産性向上の妨げとなっていると考えております。その見直しを求めたいと思います。

なお、御参考までに申し上げますが、500万円未満の小規模工事だけを請け負う事業者であれば建設業許可を取得しなくてもよいことから本規制の対象とはなっていないため、技術者の配置は義務化されていないという現実があります。

9 ページです。監理技術者の配置要件についてです。昨年の法改正によりまして、下請金額が4000万円以上の工事に対し元請側に配置が求められる監理技術者は、2つの現場の兼務が可能となりましたが、やはり事業者からは「技術者が不足しているので、兼務できる工事現場数の上限を一段と緩和してほしい」とか「技術者を用意できないため、入札に参加すらできない」といった声が寄せられています。このため、監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を一段と緩和していただければと考えております。

10 ページを御覧ください。営業所専任技術者の配置要件の緩和についてであります。先ほど3 ページで御説明いたしましたとおり、建設業許可を受ける営業所には営業所専任技術者の常勤が義務づけられており、特例的に近接工事が例外として認められている以外は、原則として営業所を離れて現場に配置させることはできません。営業所専任技術者は、主任技術者などの資格はもとより、豊富な実務経験を持つ人材ということになっておりますことから、事業者からは「現場の主任技術者として営業所専任技術者を配置できないことは、ただでさえ不足している技術系人材を十分活用できないということであり、大変もったいない」といった声や「通信機器やネットワーク端末の活用ですぐに連絡が取れる状態であれば、営業所に張りついている必要はない。距離にかかわらず現場配置を認めてほしい」といった声が寄せられています。ぜひとも営業所専任技術者を主任技術者として現場配置できるような見直しを行っていただければと思います。

11ページは、経営管理業務責任者の常勤要件についてです。建設業許可を得るに当たりましては、経営業務の管理を適切に行うことを目的に、建設業において多年にわたる役員の経験を有する経営管理業務責任者の設置が求められています。この責任者は、原則として主たる営業所に毎日出社して、その職務に従事しなければならないとされています。事業者からは「地域に人材がないため、遠方に居住する人に就任をお願いして毎日出社してもらっている」とか「テレワークを認めてほしい」といった声が寄せられています。コロナ禍において特別にテレワークによる就労が認められていますが、これを恒常的に可能とするよう、営業所への常勤義務の規制を緩和していただきたいと思います。

12ページ以降は、少し変わりました、建設現場における実務経験による各種資格取得の要件あるいは受験要件についての見直しの要望であります。

12ページを御覧ください。主任技術者の資格取得の要件についてであります。資格を取得するには、国家資格に合格する以外に実務経験による取得が可能となっています。この実務経験による取得につきましては、指定学科の大学あるいは高校などを卒業することで3年から5年の経験で取得することができますが、もしこの指定学科の卒業生でない場合は10年の実務経験が必要になります。指定学科を卒業する人材というのは卒業人数がそもそも限られておりますために、中小企業にとっては採用が非常に難しいという実情があります。「指定学科以外の卒業者に求められる10年の実務経験は長過ぎるのではないか」との声が事業者から寄せられています。建設業の現場指導者の方々の声を聞きましたところ、普通科を卒業した人でも5年程度で十分知識と経験が得られるということでありまして、現在の規制となっている年数を半分程度に短縮することを求めたいと考えております。

13ページを御覧ください。監理技術者についても、ただいま申し上げました主任技術者と同様の資格取得要件に縛られております。その中で、本日は大学卒業者についての指定学科の拡大について取り上げさせていただきます。監理技術者の資格のうち、例えば機械器具設置工事に関する資格を取得するための指定学科というのは、建築学、機械工学、電気工学に限られていますが、これに「土木工学、衛生工学、環境工学、電気通信工学を追加できるのではないかと、してほしい」といった声が寄せられておりますので、こういった声を勘案していただきまして、ぜひとも指定学科の範囲の拡大をお願いしたいと思います。

14ページを御覧ください。1級施工管理技術検定の受検要件についてであります。監理技術者の資格要件でもあります1級施工管理技士を受験するためには、大学の指定学科を卒業した場合でも3年以上の実務経験、高校卒業に至らなかった人については何と15年以上の実務経験が必要とされています。優秀な若手技術者が早期に資格を取得して社会で活躍したいと考えても、そうできない。また、事業者にとっても人材確保や社員のキャリア形成の妨げとなっております。事業者の方からは、「試験の可否は学科と実地の両面の試験があって、そこで判断できるため実務経験年数による差は必要ないのではないかと」か「そもそも実務経験の年数を大幅に短縮してほしい」といった声が寄せられています。受験するための要件として必要とされる実務経験年数が長過ぎて人材不足の解消が進まな

いことから、これを大幅に短縮し、資格取得者が一層多く社会に輩出され得るよう見直しをお願いしたいと思います。

私のほうからの説明は以上でございます。

それでは、本日同席していただいておりますグローブシップ株式会社の東条取締役から建設業の技術者に関する課題などについてお話を頂きたいと思っております。

○グローブシップ株式会社（東条取締役） グローブシップの東条でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

グローブシップは、設備、清掃、警備などのビル管理を行う、いわゆるビルメン会社でございます。私たちはその中で本社の工事部門を担当しております。基本的にはビル管理に伴う工事を受注しておりますので、工事内容は修繕工事もしくは更新工事といったものが主体となっております。

先ほど日商さんの説明資料の中で「ビルメンA社」と書いてあったのが私どもの会社なのですけれども年間の受注件数は1700件ほどです。そのほとんどが少額工事でありまして、1700件のうち8割が100万円以下の工事となっております。

現在、工事部で抱えている技術者は35名ほどですけれども、全体の約4割が数年以内に退職が予想される高齢者です。中には70歳過ぎの方にも頑張ってお働いていただいております。業界全体で人手不足の中、私ども程度の規模の会社にとって若手の採用は非常に難しく、さらに経験者ですとか資格保有者の採用というのはほとんど不可能な状態です。人材紹介会社からもそもそも紹介できる人材がないという状態が続いております。未経験者を採用し、何とか育てようというふうに取り組んでおりますけれども、資格を取得すると好待遇で大手に転職されてしまうといった現実もございます。

そんな中、私たちの実際の工事ですけれども、先ほど申しあげましたように、ほぼ8割が100万円以下の小規模工事です。これは私どもに限らず中小の建設会社は多分同じような状況だと思います。こうした利幅の薄い少額工事を小まめに対応することで、お客様と日常的な付き合いを大切にして初めてたまに発生する大規模修繕ですとか設備の更新工事といった、まとまった大きな仕事を受注できるからです。

小規模工事の事例として、先ほどの説明以外にも少し例を挙げさせていただきますと、例えば社宅などの入退去に伴う原状回復工事というのがあります。必要な部分のカーペットですとかクロスの貼り替え、あるいは部分的な塗装といった工事です。これも通常数十万円で1日で終わる仕事です。こういった工事は、信頼できる職人さんをお願いすれば、最初の作業手順の確認と最後の完了確認だけで、十分に安全、品質、工程の管理は行えます。また、そうした確認作業だけであれば、テレビ電話等を使えば実質的に管理することは十分に可能です。そういった管理に主任技術者の資格や高い専門性が必要だとはとても思えません。

もう一つ例を挙げますと、先ほどもありましたが、照明器具の交換、スイッチ・コンセントの増設、こういった工事ですけれども、これらも数時間で終わる工事ですが、当然の

ことながら主任技術者の関与が求められています。そもそも電気工事士の資格を持った人間でないとこういった工事はできません。その時点で一定の品質と安全性は担保されています。その上に、さらに主任技術者の関与を求めるというのはやはり過剰ではないかと思っております。こうした難易度の低い一日仕事や数時間で終わる工事全てに主任技術者の関与を求められるのは非常に負担に感じております。

全体的に有資格者が不足した現状でこうした小規模工事から主任技術者の関与が免除されれば、本来、施工計画立案や安全管理、品質管理、工程管理を必要とされる比較的大規模な工事に主任技術者のマンパワーを集中することができます。その結果として生産性向上と受注の拡大が期待できます。これはグローブシップ以外の中小の建設会社にとっても共通の課題であり、業界全体の生産性向上に寄与するものと思われまます。御検討をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○武井座長 大変分かりやすく丁寧に説明いただきまして、誠にありがとうございました。

続きまして、去年11月の第4回投資等ワーキングにおきまして、戸田建設様より、今日のテーマに絡む話でデジタル技術の活用、ICTの活用可能性について具体的な事例を示して幾つか御紹介いただいております。そこで今日の議論の一つの前提として事務局の皆様より御紹介していただければと思ひます。では、事務局のほうからよろしくお願ひいたします。

○赤坂企画官 事務局でございます。

詳細はこちらの参考資料として提示した資料を御覧いただければと思ひますが、まず、資料の14ページ、15ページによりますと、Webカメラを現場に設置したり、インターネットに接続したウェアラブルカメラを現場の立会者が装着すれば、どこからでもリアルタイムに現場作業の確認が可能となっております。また、カメラ等を360度カメラにすれば、遠隔からのアングル操作もできるようになり、また常時録画すれば過去の映像も確認可能とのことです。

16ページでございますが、スマートフォンなどの端末にダウンロードしておいた図面に、作業の指示をしたい場所の指摘事項、音声、テキスト、写真など簡単に送れるアプリが開発されており、ゼネコンの多数の現場で導入されているものの紹介ということになっております。

さらに、17ページになりますが、米国などの海外ゼネコンの導入事例としまして、こちらは360度カメラで撮影した画像や映像を図面と完全に連動させることで、いわゆるグーグルのストリートビューのようにパソコンの上から現場の映像確認ができるシステムとなっております。

18ページでございますが、こちらでは、工事現場の品質や工程の管理の確認に役立てるべく、Webカメラ等の映像からAIを使って作業人数や作業内容の把握、不安全行動の認識をAIが解析するシステムを紹介しているというものとなっております。



事務局からは以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。今日のお話の建設現場におけるICTの活用の話がまさに示されているかと思います。

では、国土交通省の大澤審議官様より15分ほどで御説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○国土交通省（大澤審議官） 国土交通省の官房審議官の大澤でございます。

今日はこのような機会を頂きまして、ありがとうございます。建設行政について先ほどの御指摘も踏まえながら、建設業の制度につきまして御説明申し上げます。資料に従いまして御説明します。

まず最初に、建設業法という法律がございます。これは改めて申し上げるまでもなく、建設工事の適正な施工を確保し、発注者、消費者も含まれますが、そういう方を保護するという観点からつくられた許可制の法律でございます。

許可の要件には大きく4点ございまして、まず、経営能力、2つ目は財産的な基礎、3つ目に技術力、ここで技術者の配置ということをやっております。4つ目に適格性、誠実性ということで、反社会勢力でないとか、そういうことを見ているということでございます。

許可の区分でございまして、大きく大臣許可と知事許可に分かれております。2つの県にまたがる営業所を設ける場合には大臣の許可を取っていただき、1つの県内に営業所があるということであれば知事許可というような区分をしております。

建設業の規模として、元請として4000万円以上の下請との契約をするようなものを特定建設業の許可という形にしておりまして、その他については一般の建設業の許可です。

右の欄にありますように、先ほどからお話がありました500万円未満については建設業の許可は不要ということになっておりますが、建設業の許可を取っていただいた方が行う建設業については金額の多寡にかかわらず建設業法の規制を受ける。許可を受けた業者の消費者に対する信頼性を損なってもらっては困るわけでございまして、そういう形で法律ができております。

技術者の制度は、先ほどからお話にございました監理技術者と主任技術者、大きく2つに分けております。改めて御説明するまでもございませぬので、細かい説明は省略いたしますけれども、施工の技術の管理をきちっとしていただく。一旦、物ができてしまうと、なかなかそれを回復することができないという問題もありまして、監理技術者、主任技術者を置いて、きちっとしたものを仕上げさせていただくことが発注者、消費者の保護につながるということで制度ができております。

それとともに、役割について申し上げます。一言で技術の管理と申し上げましても、実際にはいろんな工事が、先ほどからお話にありますように、あると思います。その中で、右下の欄にありますように、請け負った工事の全体のまず施工計画をつくることとか、その工程の管理、これは必要に応じてなのですが、現場の巡回をしてもらうようなものもあ

るかもしれません。また、品質の管理、技術の指導、具体的に現場に行って実地で指導するようなこともあるかもしれません。その工事の内容によってきちっとした技術管理がされるということが重要でございまして、実際の監理技術者がどのようにしてそれを管理するのかということはそれぞれのケース・バイ・ケースに任せられているのが実態でございます。

監理技術者の専任要件につきまして、これまでも様々な要望がなされてまいりました。先ほどのお話の中にもございましたけれども、直近の改正、令和元年6月に成立しました法律におきましては、監理技術者の専任の要件緩和を一部行いました。左側が従来の改正前の状態でございます、これに監理技術者補佐という仕組みを新たに導入いたしまして、補佐を置く場合には1名の監理技術者で2つの現場を兼務することを可能とするというふうに改めまして、これを今、実施に移して、その施工の状況を見守っている状態でございます。さらなる拡充の可否につきましては、これを今後どのように見直すべきなのかということについては、その在り方を検討していきたいと考えております。

さらに、主任技術者の配置義務についても見直しを行っております。これもビフォー・アフターで左が従前の形ですが、建設の実際の現場では、一次下請、二次下請というふうにそれぞれに各企業が主任技術者を置かなければならないという規制になっているのですが、右にありますように、下請の代金の額が3500万円未満の鉄筋工事、型枠工事については、下の図にありますように、一次下請のA社に主任技術者を置けば、その下で働く二次下請を技術指導していただける。ある意味、金額が少ないのと、一定の様式の技術であるということで、それぞれ指導していただけるという効果が認められることが確認できましたので、こういった改正をしたということございまして、これについても施工状況を今後しっかりと見守っていきたいと考えております。

先ほどお話がございました営業所の専任技術者、それから経營業務管理責任者の専任あるいは常勤の考え方でございますが、先ほどの消費者保護の観点から、各営業所に専属の方を置いて、消費者、発注者の問合せにもしっかりと答えていく必要性から、その必置を求めているということでございます。

ただ、昨今、御指摘があるように、テレワークの関係が非常に起きてきていて、現実にもうせざるを得ないような状況も起きている中で、我々としても、コロナ後においてもテレワークの導入の仕方というのが、今まで考えていた常勤制についてどのように社会的に変わっていくのかということもよく見極めさせていただけたらと思っております、テレワークの定着方法あるいはICT技術の発達具合とか、実際にそういう形にして消費者保護に欠けることがないかどうかということをよくよく確認させていただいた上で、慎重に検討していきたいと考えております。

一方で、主任技術者との兼務のお話もございました。先ほどからお話ししていますように、主任技術者についてはケース・バイ・ケースでございますが、現場に行って技術管理をしなければいけない場面というのが物によってはあると思っておりますし、そういったことで

これまでも主任技術者の取扱いについては近接であることという、近くでもし何かあったときに駆けつけてちゃんと技術指導できることを要件として課してきたところがございます。そういった意味で、いろんな技術の発達というのは御指摘のようにあるかと思いますが、そういうものも見極めながら、これもしっかりとした検討をしていく必要があるかなと考えております。

あと、技術検定のお話がありました。実務経験で指定学科以外の方が10年かかるのではないですかと、指定学科であれば5年程度なのに10年かかるのはというお話でしたけれども、下の図にありますように、指定学科以外の卒業の場合であっても、技術検定の2級を取っていただいて、そうすると普通科の高校卒業生であっても4年6月の、先ほど5年とおっしゃっておられましたが、それとほぼ同等の時間で実は試験が受けられるというふうに制度上はなっております。そういった意味で、1級と2級とをうまく組み合わせていただければ、普通校の人であっても短い時間で指定学科卒業の場合とそれほど大差なく受験することが可能な仕組みとしてきたつもりですが、これについてもさらにもし必要であれば考えていかなければいけないのかなと思っております。

指定学科以外の出身者の要件の学科の追加みたいな話もございましたが、実務経験に代わる学科の習得をしていただいているということが前提になっているものですから、そこは少し慎重に検討してみる必要があるのかなと、それらの学科の中でどんなことが学ばれていて、どういうことが習得されているのかをしっかりと検証させていただきながら、検討していくことが必要かと考えております。

最後になりますけれども、1級の技術検定の受験資格の見直しを最近こういう形でやっているというお話をさせてもらえたらと思います。先ほどお話にございました、実務経験で15年かけないと取れないのではないのかという御指摘ですが、ちょっとした工夫でしかないのかもしれませんが、従来は2級試験を受けてから実務経験を経てから1級というふうになっています。これも2級、1級と取っていただく必要があるのですが、1級1次を2級を受けた翌年には受けてもらえるようなことにしつつ、また、専任の監理技術者の下での実務経験を2年以上していただくとか、専任の主任技術者としての実務経験を1年以上していただくとかということで受験の実務経験5年を3年に短縮することができております。そういう意味ではトータルで、先ほど15年とおっしゃっていたのですが、11年程度で受けることが可能となるような短縮効果はこれまでの改正で実現してきたということがございますので、その辺のところも御考慮に入れていただけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

では、ただいまから質疑応答に入りたいと思います。手を挙げていただくなり、ボタンでも構いませんけれども、どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。では夏野委員、お願いします。

○夏野委員 ありがとうございます。

国土交通省さんにお伺いしたいのですが、最後のほうに御説明いただいた学歴によって受験要件が違うというものは、例えば中卒と大卒の場合に、技術者として、いずれにしろ同じ試験を受験するわけなのですけれども、エビデンスとして中卒のほうが経験が長くないと駄目だというデータに基づいてこのような学歴による差別をしているのでしょうか。それとも、今までの慣習の世界で大卒のほうが基礎能力が高いのではないかという、何となく日本社会にあるような慣習に基づいて差をつけているのでしょうか。科学的なエビデンスがあるかどうかを教えてください。これが1つ目です。

2つ目は、もし外国の教育機関を出てきた場合には今どういうふうに把握しているのでしょうか。これほど厳しく学歴というものについての要件を定めているということは、今、建設現場では外国人の方も結構多いと思いますが、外国の教育機関の扱いについては卒業証明書等で何か判断があるのでしょうか。

その2点、よろしくをお願いします。

○国土交通省（鎌原課長） 国交省の建設業課長をしております鎌原と申します。よろしくお伺いいたします。

今、先生のほうから御指摘がございました2点につきましては、まず、前提としまして、技術検定という国家試験、国家資格でございますけれども、技術者の能力を公に証明するもので、この試験を合格して資格を取りますと、すぐ現場に配置可能な主任技術者や監理技術者になれるという資格でございます。今回の説明の中では省略させていただいたのですけれども、建設工事の特性というものがございまして、現場で施工条件も異なりますし、発注者が異なれば設計も異なる。1つとして同じ工事がないとまで言われております。

そうした中で、現場で施工管理のまさに中核を担う、現場の実際の技術面のリーダー、指導者になる主任技術者、監理技術者ですけれども、やはり実務経験がないと難しいということをおもも業界のほうからも聞いておりますし、その分野の先生方からもそのように伺っております。技術検定というペーパー試験であったり、そこで知識とか、そういうものを合格すれば確認できるのではないかという御意見があるのももちろん承知しておりますけれども、その試験に受かると即現場で施工管理を任される技術者になるということもあって、試験の後に求めるか、前に求めるかの違いはありますが、実務経験や一定の知識が必要だということと考えております。

中卒とか大卒の方の違いは、技術者というのは、基本的には現場のいわゆる技能者さん、職人さんと違って、技術的などころを担当していただくものですから、やはり理系の素養だとか、そういったものが、中学、大学を経験された方ではのみ込みも違うだろうと考えておりますし、まさに専門の指定学科などを卒業された方であればそういったものの習得がより早くなるということで学歴資格に差をつけているところでもあります。

○夏野委員 今のお話に科学的なエビデンスというか、データとして本当にそれが証明されているのですかという質問です。

○国土交通省（鎌原課長） そこにつきましては、データに基づいてというより、この技術者制度の受験資格とか、そういったものを制度設計していくに当たって、私どもだけではなくて、その都度、有識者の第三者委員会をつくっております。その中には土木や建築の大学の先生あるいは業界の代表の方などにも入っていただきまして、実態から見てこのぐらいの経験なり素養というものは必要であろうというようなことを御議論していただいた上で決めてきたのが実態であろうと思っております。そういう意味では、客観的なデータとか、そういったものというよりは、関係する知見のある皆様方でこのぐらいが適当であろう、必要であろうということで決めてきたというのが経緯でございます。

2つ目の外国人が受験する場合にどうなのかということでございます。おっしゃいますように、外国の方も技術検定を受検することが可能でございますし、技術者になることもできます。その場合は、外国での実務経験や、外国の学校を卒業した場合あるいは外国の資格を持っている場合には個別に認定しております。日本国内で見たときにこれはどのぐらいと同等である、あるいはどういうものを履修していると認められるというようなものを個別に確認した上で、受験なりをしていただいているところであります。

以上です。

○武井座長 夏野さん、いかがでしょうか。

○夏野委員 今、日本の教育制度そのものが実務の世界でも問われているのですけれども、国家資格の制度として、科学的なエビデンスがないのに、中卒と高卒と大卒、しかも大卒の割合が非常に増えているというのも現実としてあって、定められたときと環境も違うと思うので、その辺は、機会があれば本当に中卒と高卒と大卒でそんなに差があるのかということについてはきちんと検証していただきたいと思いました。

以上です。

○国土交通省（鎌原課長） 発言してよろしいでしょうか。

○武井座長 宜しく申し上げます。

○国土交通省（鎌原課長） ありがとうございます。

確かに、カリキュラムとか教育の方法みたいなものも以前とは大分変わってきていると思いますので、現時点で見たときに、中卒の方と大卒の方にどういう差を認められるか、あるいは認めるべきなのか、そこを短縮するための手段、これまで、先ほど資料の中で御説明しましたように、例えば技術検定の2級みたいなものを受けていただいて一定のレベルに達しているというのであれば、その後の実務経験を短縮したり、いろいろ私どももその時々で有識者の方や業界のほうとも意見交換しながら、効率化といいますか、努めてきたところでありますけれども、そこは引き続きしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○武井座長 ありがとうございます。

いっぱい手が挙がっています。まず、井上委員、よろしく申し上げます。

○井上専門委員 一つは今の学歴の問題ですけれども、私は農学部出身で、林業でずっと

現場に近いところにいたものですから、大学を出た人間と現場でやってきた人間との違いはよく分かるのですが、確かにおっしゃるとおり試験や何かに関しては高校を出ているとか、学歴が高い人ほど得意というのはあると思いますが、現場で求められる知見みたいなものはまさに実務経験の問題であって、それは学歴とはあまり関係ないと思いますし、むしろ彼らの身体的知性の高い人たちのほうがのみ込みが早い部分もあります。ですから、大学を出ているほうがのみ込みが早いとか、それはかなり差別的発言なので、国交省としてそういうことを言うのはいかがなものか。

建設事業というものは、結構、学歴の低い方も含めてお仕事ができる部分があって、学歴がなくてもいろいろと地位を高めていけるような仕事だと思っています。あまり学歴に関係なく、ちゃんと実務経験があって、一定の技能さえあれば、ある程度責任あるポジションにできるということが早くできるような形にしてあげるとこのほうがすごく大事なのではないかと思っています。なので、ここに関してはぜひ国交省さんに御検討をきちんとしていただきたいというのが地方創生的な観点からも重要な観点かなと思っています。

日本商工会議所さんへの質問ですけれども、小規模な工事の場合にはどのようなお話がありましたか、小規模な工事で金額的にお幾らぐらいというのは想定しているものがあるのかどうか、教えていただければと思っています。

以上です。

○武井座長 では、商工会議所さん、お願いします。

○日本商工会議所(五十嵐理事) ありがとうございます。

我々のほうで特に幾らという限定的なものを考えているわけではございませんが、国交省の資料の1ページにありますように、建設業許可が要らないというレベルで言えば500万円未満の工事には規制の網がかかっていません。あるいは先ほどグローブシップさんのほうからの話で100万円、200万円という規模でということもあります。具体的に幾らとは申せませんが、数百万円ぐらいというのがイメージの一つとしてはあると思います。

以上です。

○井上専門委員 ありがとうございます。

○武井座長 今の井上委員の御指摘に関しまして、国交省さんから何かコメントはございますでしょうか。

○国土交通省(鎌原課長) ありがとうございます。

まず、これも冒頭申し上げるべきことだったのかもしれませんが、技術者と技能者が実は現場におりまして、いわゆるとび、左官、大工、そういった方々は基本的に技能労働者の方、職人さんです。そういった方というのは、もちろんスキルアップのための専門の施設もございますけれども、やはり現場で棟梁から教えていただくというのが伝統的な日本の建設業でのスキルアップかと思っています。そういった方はいずれも職長になられるというようなことであります。

今、ここでテーマになっております技術者というのは、職人さんとは少し違った、施工計画や品質管理、場合によっては耐震の構造をどうやってきちんとつくっていくか、役回りとして、土木工学、建築工学の分野にも精通している方である必要があるかと思っております。そういったこともあって、技術検定の中では学歴というもので若干差をつけているところはあるかと思っております。

ただ、おっしゃいましたように実務経験が非常に大事な職業でありますし、そういったことで経験を積まれた方が活躍できる、またステップアップしていける産業、まさにそういうところかと思っておりますので、技術者と技能者の両方が現場では必要になるわけですから、こういった人手の逼迫感がある中でどうやって効率的に、また生産性を高める形で働いていただけるようになるのか、検討が必要かと思っております。

これも大前提としてなのですがすけれども、私ども国交省では、今回こういった技術者制度の見直しについて御提言いただいているわけですがすけれども、決してこういったことに後ろ向きなスタンスではございません。冒頭、商工会議所の方からお話がありましたように、今、この業界、建設産業は担い手、特に技術者、技能者、職人さんもそうですけれども、そういった方々の確保や育成というのが物すごく大きな課題になっております。ですから、一昨年になりますけれども、法改正も行って、いろんな技術者、技能者の方がより生産性を高める形でどうやって働いていただけるかというようなものも制度化したり、また直接今回のテーマではありませんが、週休2日ですとか、いわゆる働き方改革、3Kと言われて久しい業界でございますけれども、どうやって休暇が取れて、また賃金も上がって希望が持てると、そういう業界に変えていけるか、これは私どももちろんですし、業界とも一緒になって取り組んでいるところであります。

ですから、今回の技術者の規制の合理化、緩和というところも決して人手が足りないからレベルを下げてもいいということではなくて、特に注目のICT技術の進歩は、この規制ができたときには携帯もなかったときの規制でございますので、そういったことをうまく活用して適正な施工を、粗雑工事ではなくて品質を確保した上で、もともとこの建設業法というのはあくまでも発注者保護、消費者保護の法律でございますので、そういったところも担保しながら、どうやってより生産性を高めていけるか、しっかり検討していきたいと思っております。すみません。長くなりました。

○井上専門委員 1点だけコメントをよろしいですか。今の技能と技術の違いはおっしゃるとおりだと思いますけれども、まさに技術者であれば、例えば中卒で現場経験をずっと10年やっていれば、土木工学の学問的な知識が身につくとか関係ないですね。学問的に学ぼうとした人しか身につかないはずで、それは別に実務経験年数と関係ないはずで、技能者の中から技術者になりたいという人は勉強すればいいだけで、そのときに別に中卒だから10年以上たたないと試験はできませんよみたいことは差別になるのではないですかということです。

以上です。

○武井座長 国交省さん、今の学歴要件の点、いかがでしょうか。

○国土交通省（鎌原課長） おっしゃいますように、もともと建設業はスーパーゼネコンの大きな会社から小さな会社まで50万社ございますけれども、規模もやっぺらっしゃる業務の中身も様々であります。今、実務経験10年ということで主任技術者になっていただけようになっているのですが、基本的には、職人さんとして一つの専門的な技能を10年積んでいただければ、そのことについては主任技術者としても責任を持って見ていただけるというような、アカデミックな技術者のところと現場の職人さんとしてのスキルの部分とのちょうど接点みたいなところが実務経験10年で主任技術者になれるというところかと思っております。

本来であれば、特に大きな会社で大きな工事を受注されているようなところであります。と、当然、国家資格なりを持っている方がいらっしゃるし、そういう方を配置するというふうに認識しておりますが、必ずしもそういう会社ばかりではなくて、もうちょっと小さな工事、地域に密着した修繕みたいなものをされているところでは、実務経験だけでも10年間で主任技術者としてやっていただけるというような、ペーパー試験とかが必ずしも、それよりは現場で自分がやってきたという方でも10年間やっていただくことでしっかりと主任技術者として御活躍いただけるような仕組みにさせていただいているということかと思っております。

○武井座長 日商さん、今の御説明についていかがでしょうか。一連の議論では、人手不足とかマクロでは一致しているのですけれども、ミクロの点でまだ相当の乖離があるように思います。国交省さんのご説明はマクロでは一致しているのですけれども、ミクロの点で現行の制度でいいというご説明の箇所もあって、どこが不一致なのか、もうちょっと明確にしないと、このまま議論してもどこが何なのかが出てこない気がします。日商さん、今のいろんな御説明で、学歴要件の点が今、 이슈になっていますが、いかがですか。

○日本商工会議所（五十嵐理事） 私ども、学歴と実務というのは必ずしも同じレベルで考えなくてもいいのではないかという主張になっておりますので、その点だけです。

○武井座長 学歴の点はそういうことですね。

○日本商工会議所（五十嵐理事） はい。

○武井座長 分かりました。

いっぱい手が挙がっていますので、次に進みます。では、堀委員、お願いします。

○堀専門委員 御説明ありがとうございました。国交省さんに2点、商工会議所さんに1点、御質問がございます。

受験要件の点については、実務経験と、学科で学ぶことも含めましてきちんとした知識が必要だということは十分よく分かったのですが、やはり受験要件がすごく分かりにくいと思います。8ページでこう改正したのだというような資料を頂いたのですけれども、11年まで短縮効果があると同ったのですが、どれをどう計算するとどういうふうになるのかというのが分かりにくい。



十年一昔ではないですけれども、長期に一生涯同じ仕事をやるということを前提とした資格制度になってしまっているのではないかと思います。業界が本気で人材を増やしていく、高齢化が進んでいって変えなければいけないというタイミングなのであれば、伝統的な子弟制度というのですか、順番に取っていくというような資格とか、こういうようなもの自体、こうした受験資格でいいのかということを総合的に議論したほうがいいと思います。

10年というのは高校の卒業からいけば28歳ぐらいですか。大学を卒業する人が多いということは30代半ば近くまで主任技術者になれないということでもあります。また、他業種から入る場合にこのような制度で10年やらないと主任技術者になれないというのは、人が入りづらく業界全体が活性化していかない理由にもなっているのではないかと思います。

現在ある非常に多様な職種の中で、この業態があるということを御認識いただいた上で、本当に必要な経験が実務経験としての知識であるということであれば、形式的な年数要件ではなく、試験をきちんと受けて受かる人に資格を与えることによって入り口で狭めない。また、むしろ事後の検定なども組み合わせることによって一定の能力が維持されているかということに検証を置くというようなことも考えるべきではないかと思います。1つ目がそれです。

国交省さんに対してもう一つは常勤要件のほうですけれども、営業所の専任技術者が常勤である必要があるということについて、テレワークについて一定程度配慮するというようなアナウンスを出されたというものを拝見しました。ただ、常勤の意味合いが、本来はその業務に主として従事されるということが必要であり、必要な業務を必要なタイミングで処理していくことが必要であるということは理解します。しかし、営業所に張りついていることがどれだけ必要なのかということについては、テレワークがむしろ例外的な方法ではなくて、テレワークを用いることでも業務に従事しているのであれば、常勤そのものであるというような見直しも考えていくべきではないかと思います。

以上が2点でして、もう一点は商工会議所さんに。

○武井座長 ではまず今の点について、国交省さん、コメントをいただけますでしょうか。

○国土交通省（鎌原課長） ありがとうございます。

私どものほうの御説明なり資料のほうも分かりにくいということを頂きました。実務経験自体、確かにこれまでのいろんな改正は、基本的な流れとしましては、短縮する方向での緩和をこれまで続けてきているのですが、それが積み重なって少し分かりにくい制度になってしまっているのかなと反省しているところであります。

特に、今、堀先生から御指摘のあった、資格を取るまでの実務経験が長過ぎて、途中で諦めてしまう、あるいは建設業に転職されてきた方のモチベーションが果たしてそこまでもつのかどうかというようなところもあろうかと思しますので、先ほど申し上げましたけれども、現時点で、学歴と実務経験、そして技術検定との関係、ここにつきましては、どういったことがさらに考えられるかということを検討していかなくてはならないと思って

おります。

それから、営業所の専任技術者につきましても御指摘を頂きました。常勤をこれまで求めてきたところですが、コロナ禍ということが一つのきっかけとなってテレワークという形でも構いませんということを今、全国に周知しているところであります。もともとこの営業所の専任技術者というのは、契約などをするとき、特に施主さんが必ずしも詳しい方ばかりではないので、一般の個人の方ですとか、家を建てたいとか、そういったときにきちんとした現場の状況からの施工計画なり必要な見積りなり工期なりをお示しできるようなことでの営業所の専任技術者という制度がございます。ここに付きましては、おっしゃったようにテレワークの可能性がかなりあると思っておりますので、恒久化というようなことも商工会議所さんの要望の中にもありましたので、例外ということではなくて、もっと広く正面から位置づけるべきではないかということも踏まえて、検討していきたいと思っております。

○武井座長 ありがとうございます。あとのほうの質疑でも出てくるかもしれませんが、委員からの指摘はいろいろと根本的な話をしているのだと思います。安全性の担保は、さっき携帯のない時代というお話もございましたが、アナログを前提にした安全性の確保からどういう形でデジタルに変えるのか。どういう代替措置を手当てするのか。この現場の方々は何をすべき職責なのかがあって、それを踏まえてさらにこのような資格要件も考えていく抜本の見直しをデジタルを活用して進めていくという根本なのだと思えます。さきほどのような、主任技術者に30歳幾つにならないとなれないというのは、人の付加価値を厳しく認めていない規制になっていないか。この規制によって人の付加価値が高まっていないのではないかという、根本的な問題だと思います。そういう意味で、何かパッチワーク的な議論では済まない根本的な指摘が各委員からなされていますので、そういう前提でお話を受け止めていただければと思います。皆さんの御指摘は根本的に、細かくミクロで変えるような話ではない。要するに、ここをこう変えましたではない話をしていきますので、その前提でお話をお伺いになっていただければと思います。

では、堀委員、日商さんへの御質問をお願いします。

○堀専門委員 商工会議所さんへの御質問なのですが、主任技術者の配置要件についての緩和の御要望を頂いていると思います。単に少額・小規模工事について現場配置を全部廃止あるいは緩和するという話なのか、それとも巡回管理や遠隔管理などによって一定の代替措置を取ることにICTを条件に一定の緩和を求めるものなのか、どちらなのかということをお伺いしたいです。

といいますのも、少額・小規模工事という切り口でいいのかどうかということも次に議論が必要なのだらうと思っております。金額や規模で分けるのか、御説明資料の6ページ目にあるようなコンセントの交換、照明器具の交換、そういう種類だから要らないということなのか。規模や金額だけでいきますと、単にその金額に収めることで不要とするというようなことも起こりかねないと思っておりますので、基本的にこういうものはそれほどリスクが

高くない、リスクベースでこのような種類については不要だという御要望になるのかどうか、その議論が少し分かりにくいと思われましたので、御質問です。

○武井座長 おっしゃるとおりで、金額基準を少額にすると、現場で逆にその少額の中に収めようとしてしまう副作用があり得ます。まさにデフレ経済を深める話にもなりかねませんので、本当に金額という基準しかないのですかという御質問だと思いますけれども、日商さん、いかがでしょうか。

○日本商工会議所(五十嵐理事) ありがとうございます。

確かに、おっしゃるとおり金額で一律に定めること自体に意味があるのかという議論がなされると思います。まさにグローブシップさんがおっしゃったように、例えば電気工事であれば、職人が電気工事士の資格を持っていればそもそも安全・安心な工事ができるなど、工事の種類によって違うのかもしれませんが、このことについては議論が必要だと考えております。グローブシップさん、何かありますか。

○グローブシップ株式会社(東条取締役) グローブシップの東条です。

いろいろな業種が入り交じって全体的なコントロールをしなければいけない工事だと、主任技術者のいろいろな安全管理だとか施工管理が必要になってくると思いますが、先ほど申し上げましたように、単発の工事、単に照明器具の取り換え、クロスの貼り替え、塗装工事、そういう工事はこれだけ高度な技術を持った主任技術者が采配しなければいけないというのはないので、実感として100万円、200万円以下の工事はほとんどそれに該当すると思うのです。我々も、やはり少額工事であっても、例えば足場を組まなければいけないとか、危険性があるような工事というのはきちんとした担当者を立てて対応しなければいけないと思っていますが、内容ということになってくると決め方が物すごく難しいと思うので、500万円といわず100万円、200万円ぐらい以下だったらほぼ主任技術者なしでもいけるのではないかと感覚としてはあります。

○武井座長 ありがとうございます。金額を規制の境界線に使うのがいいのかどうかの問題がまずありますね。その上で、100万円、200万円以下ならばという印象論のご指摘だったと思います。それを実際、制度論で使うかどうかは、200万円といったら皆さんは200万円に収めようという動機が働く、安い工事にしようとか逆の効果も出ますので、安全性の観点から何がいいのかということを実際に考えたほうがいいのか、そういう問題提起が堀委員からの御指摘だと思いますので、今回、制度設計においてはそこも考えていかないといけないと思います。

○堀専門委員 おっしゃるとおり、この種別の工事には主任技術者は要らないというものは、はっきり要らないということを明確にしたほうがいいと思います。一方で、一定の安全管理等が必要だという工事にも2種類あって、ICTを活用することによって、頻度であるとか、常時いなければいけないのかどうか、そこを緩和してくれというような要望もあると思いますし、それだけでは足りない、やはり主任技術者の張りつけが必要だというようなものもある、全体でみると3種類ぐらいの分類があるような気がします。そこを整理し

ていただいてから次の制度設計、単に金額だけで切るのではなくて考え方を整理していただいたほうが国交省さんもより検討しやすいのではないかと思います。

○武井座長 ありがとうございます。国交省と一緒に協議しながらでも良いのですけれども、基準を考えていく必要がありますね。では、竹内委員、お待たせしました。よろしくをお願いします。

○竹内専門委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。たしか去年の9月にもこちらを扱わせていただいて、そのときからのある意味、進捗もお伺いすることができたと思っております。

私も、今、堀委員がおっしゃってくださったのと同様で、何か切り口に必要だと思うのですが、それが金額でいいのかどうかというところ、金額と安全性がリンクするかどうかというところをお伺いしたかったのですが、ここは皆様からの御指摘にもありましたとおり、ある意味、複数の指標を組み合わせると、金額が肌感覚に一番近いようであれば、それを主としてセグメント分けした形で対応していただくというようなところ、これはここから御判断いただくということで今、理解いたしました。

もう2点だけ申し上げたいのですが、1点は国交省さんのほうにお願いで、先ほど夏野委員から御発言があったとおりなのですが、私も海外の方の資格要件に対してこれが障壁になっていないかというようなところ、ここを併せて改めて見ていただきたい。先ほど武井座長からもあったとおり、これは総括的に見ていただければと思って、お願いが1点です。

最後、御質問でございます。ICT等の活用によって安全性を落とすことなく効率性を上げていくということを今お話ししていると理解しております。そういった中で、ICTの導入というようなところは、例えば中小規模の事業者と大規模事業者とでは導入できるICTのクォリティーなり何なりが異なってきてしまうようなところもあると思います。そういったところに対する、ある意味ガイドライン的なところ、基準づくり、ICTというふう非常にざっくりした表現をしていますけれども、どういったクォリティー、役割を果たすものの導入を求めるのかといったガイドラインをつくるのか、逆に支援制度というような形、あるいは共通プラットフォームをつくるかといったようなところのお考えについてお聞かせいただければと存じます。よろしくお願いたします。

○武井座長 では、国交省さん、御願いたします。特にデジタルについてどのようにお考えかということですが。

○国土交通省（鎌原課長） ありがとうございます。

まさに私ども、先ほど武井座長のほうからも御指摘がございましたけれども、今回の話というのは非常に大きな話だと受け止めております。品質なり工事の安全なりというものを確保しながら、でも現在のICT技術を使えばここまでのことが、これまでできなかったこともそのレベルを担保しながらできるというところをしっかりと見定めていく必要があるかと考えております。そういう意味では、今、竹内委員のほうからもICTなどを使って安全

性なりを担保しながら検討と、私どもの考えと一致しております。

その上で、まず切り口、これは堀委員のほうからもございましたけれども、金額だけでいいのか、それとも工種別などでも必要なのかというところで、まず建設業法の規制ですが、基本的には最低限の規制ということでももとの制度はできております。500万円未満、建築一式の場合は1500万円未満ですけれども、そのところは許可不要です。でも、それなりに大きな工事を請ける場合には許可を求めています。許可については、財産要件、途中で倒産してしまったりというようなところだとか御説明しましたけれども、資本金とか、一定のレベルのものと、あとは技術者を現場に置いていただくということが建設業の規制の消費者保護の大きな柱になっておるところでございます。

皆様の議論の中でももしかしたら誤解があるかもしれないところを申し上げますと、例えば500万円に満たない工事で主任技術者を現場に置いていただくことが許可業者であれば必要になるのですけれども、「置く」というのは、現場にずっといなければいけないだとか、その現場の仕事だけしかできないということではなくて、専任を求めているものであれば、500万円未満の工事は全部そうですけれども、何現場でも兼務することが可能です。ただ、最低限はそこでの施工に責任を持っていただくということが技術者に求められております。そこしかできないということでは全くないことを御理解いただければと思っております。

あと、ICTの技術について、ここはまさに今、導入が少しずつ進んでいるところであります。国交省の直轄工事などでも、いわゆる無人化施工だとか、そういったものもモデル工事的に取り組んでいるところです。ただ、やはり大手はそれなりに導入が進んでおりますけれども、地場の中小さんではなかなか進んでいないというところも調査などで出てきておりますので、こういった方々にどうやって普及していくか、これは国交省だけではなくて経産省のものづくり補助金だとか、いろんな関連する支援措置もございますので、そういったものなるべく普及して、広くその果実を活用できるように私どもとしてもいろんなことを取り組んでまいりたいと思っております。

○武井座長 日商さんに御質問なのですけれども、今、「置く」というのは複数現場でも良いという御説明がありましたけれども、それを御理解された上でのご要望ということでよろしいですね。今の既存の配置では現場は苦しい、そういう御要望だという理解でいいですね。

○日本商工会議所(五十嵐理事) そうです。もちろん幾つでも兼務できるということは聞いておりましたけれども、そもそも技術者が不足しているため、すべての工事に主任技術者を配置することが困難となっています。

○武井座長 人手不足というのは今の御説明も踏まえた上での御要望だということですね。

○日本商工会議所(五十嵐理事) そうです。

○武井座長 ありがとうございます。

竹内委員、御願います。

○竹内専門委員 1点だけ。今おっしゃっていただいたICTのことなのですが、地方の地場の企業のほうがやはり導入しづらいとか導入が進んでいないという御認識を頂いていると、ただ、人を採用しづらいという状況はむしろ彼らのほうが直面している課題だと認識しておりますので、あらゆることをやっていきたいとおっしゃっていただきましたが、ここはぜひ具体化、加速化していただくようお願いできればと思います。

以上でございます。

○武井座長 よろしく申し上げます。

では、戸田委員、申し上げます。

○戸田専門委員

監理技術者の行う進捗管理や、工程管理については、ほとんど会議であるとか、関係請負人や現場代理人との打合せ、ヒアリングといったものが主となりますので、こういったものはまさにテレワークになじみやすいのではないかと考えます。実際に、6割から8割ぐらいはテレワークで代替できるといった印象を持っておりますので、そうした実情を踏まえて設置の要件緩和をぜひやっていただきたいというのが1つです。

それから、現場を離れる期間を短期間とするといった国交省通達など、テレワークを前提とすると厳しい要件がありますので、こういったものも併せて見直していただければと思います。

以上でございます。

○武井座長 今の御指摘は、デジタルを前提にしたいろんな安全管理について、全体を見ると直す箇所はたくさんありますということだと思います。しかも、何か書いてある行政の文書であっても、実は現場のほうではテレワークができないとか、デジタル技術が活用できないというふうに読まれるものもあるので、そこを含めて総点検してほしい。そういう御指摘と理解しました。ありがとうございました。

続きまして、大槻委員、申し上げます。

○大槻委員 ありがとうございます。

今の戸田さんのお話にも絡むのですが、監理技術者の見直しはやったばかりなので、今後どうしていかれるのか確認したいところでございます。在り方検討ということなのですが、見直し済みということから、今後の動きが遅くなるのではないかと心配しているところです。

併せてどういう形で見直していくのかということをお教えください。有識者会議等を立ち上げてやっていくということになると恐らく時間もかかりますし、もちろん必要なことではありますが、安全・安心に非常にウエートを置いていくということになった場合に、ICTを活用することによる利便性にウエートを置いた結論が出ないのではないかとこのことを心配しています。

もう一点、資格の各論のところなのですが、日商さんの13ページの例で指定学科について書いていただいています。こちらは、拡充することが十分可能なのではという印象を持

ったのですが、いかがでしょうか。先ほど理系の素養が必要だから学科に指定があるということだったのですけれども、それであれば、例えばこの事例にあるようなものであっても十分可能なような気がいたします。ネットで建設業の技術者というところを検索すると、「意外と学歴重視だね」ということが書かれていて、ひいては、先ほど来、皆さんから指摘があるような、若手がより広い選択肢を得られないということが人手不足の業界にもかかわらず発生しているのではないかとということをご心配しています。

以上、よろしくお願いいたします。

○武井座長 ありがとうございます。今日の議論の点を踏まえてスピード感を持って早急に進めていくというご理解でよろしいですねという点を頭に置かせていただいて、御回答をお願いいたします。

○国土交通省（鎌原課長） ありがとうございます。

まず、戸田委員のほうから監理技術者の会議についてテレワークにもなじむものもあるのではないかとおっしゃっております。そこは全くそのとおりに思っております。以前、別のワーキングで戸田建設さんのほうから御要望を頂いたときも、監理技術者の仕事の中でどのぐらいというのは、現場でないとできない、こういうのは地元でもできるというようなことをお示しも頂きましたし、私どもも勉強しているところでありますので、そういったところはさらに検討していきたいと思っております。

それから、大槻委員から頂きました監理技術者につきましては、確かに一昨年、法改正までしたところではあるのですけれども、ただ、大変重要な課題だと思っておりますし、実は先ほどのこちらからのあれにも関わることなのですけれども、どちらかというところ、これまでこの技術者制度についていろんな規制緩和の御要望など頂くのはまさに専任のところ、監理技術者、主任技術者もそうですけれども、専任のところの緩和につきまして御要望を頂くことが多かったと認識しております。法改正をやったからのんびりやるとか、そういうことではなくて、先ほど来申し上げましたけれども、こういった制度をやっていくときには、私どもも自分たちだけではなくて業界の意見、有識者、専門家の意見も聞きながら検討しておりますので、そういったことは早急に立ち上げてやっていくことが適切なのかなと考えております。

ただ一方で、今、緩和ということで御要望を頂いております、私どももそれに対してお答えさせていただいておりますけれども、場面が変わると、例えば粗雑工事なり、特にリフォームとか、もうちょっと規制を強化すべきだと、技術者の素養だとか、資質だとか、そういう御意見を伺うこともございます。あとは、特に地域との関係で、建設業は大手から中小まである。また、全国で営業しているところから、まさに地場の会社もあって、私どものほうでは、この技術者制度を例えば安易に緩和してしまったときに、全国の大手さんが自分たちの仕事を奪っていくのではないかとというような懸念を持たれている団体の方とか、あるいはかつてこの建設業界の歴史の中でずっと取り組んできたペーパーカンパニーだとか、不良・不適格業者の排除、それにまた昔のようになってしまわないかと

というような声も聞かれておりますので、生産性向上、さらに担い手の確保・育成は大事な課題ですので、取り組んでいきますけれども、やはり安全や品質の確保というものと両立を取りながら、そのためのICTというツールだと思っております。そういった観点で、決してゆっくりということではなく検討してまいりたいと考えております。

○武井座長 ありがとうございます。

先ほど小林副大臣もおっしゃったように、これは規制の適正化・精緻化が大きなメッセージなので、単なる緩和を求めているわけではないという点を誤解なきようにという点が1点目です。デジタル化に伴って何ができるのかという話ですね。現状がアナログの規制であることは間違いないので、デジタル型に変えなければいけないのは間違いない。安全性を犠牲にして規制を変えてくれとは誰も一言も言っていないので、その中でご検討していただくということ。あと、これから有識者のいろいろな意見を聞いて白地で聞いて絵を描くよりは、ある程度方向性を持ってやってからいろんな有識者の意見を聞かないとスピード感は出ないのではないかと思いますので、その点も注意して進めていただけましたらと感じました。

小林副大臣、先によろしければ、手が挙がっていますので、よろしくをお願いします。

○小林副大臣 皆さんもあるのに申し訳ありません、先で恐縮ですけれども、先ほどの議論も踏まえて、国交省さんは、i-Constructionとか、例えば不動産系だと重要事項説明のオンライン化とか、かなりデジタルに積極的に取り組んでいただいていると思うのです。その進捗に比べて、この件はものすごく古いまま残っているなという感じがするので、ぜひ今までの流れと同じ勢いと感覚で整理していただけるとありがたいと思っています。

正直、先ほどの技術的中立性、まさにアナログではなくてデジタルでも代替できるものはたくさんあるということは皆さんお分かりだと思っておりますので、できるものはすぐにやっていただきたい。

あと、先ほど申し上げた規制の精緻化ですから、全部緩和しろと言っているわけではなく、新しい領域で問題があればちゃんとしたルールをつくるということは業界の皆さんも御理解いただいていると思っています。その上で、2点、質問です。

今回の要望で、法改正でないとできないものというのはどれでしょうか。

また、我々としては12月に一旦結論を出さなければいけないと思っていますので、そこまでにちゃんと回答を頂きたいと思っていますので、大丈夫でしょうか。

○武井座長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○国土交通省（鎌原課長） ありがとうございます。

私のほうからも、御指摘を頂いておりますので、しっかり取り組んでいく必要があろうかと思っています。

法改正でないとできないことは、どのような形で規制を直すかによるところもありますので、例えば監理技術者の専任を何現場でも兼務可能とか、そういったものはICT技術



の絡め方によっては、場合によってもしかしたら法改正が必要なものも出てくるかもしれませんが、それは精査が必要だと思っております。多くは法改正までは至らないのではないかと考えております。そういうが一点でございます。

あと、年末までという、大変重いといたしますか、時間のフレームをお示しいただきました。私どももしっかりと早く検討していきたいと思っておりますけれども、やはり建設業の制度のコアになる部分がこの技術者制度でありますので、もう少し時間が必要かなと思っております。先ほど不動産業につきまして、国交省に対してお褒めの言葉といたしますか、頂きましたことは、一員として、ありがとうございます。建設業のほうも契約の電子化とか、許可とか、そういったものの電子申請も来年度からできるような形で鋭意取り組んでいるところでありますけれども、もっともっとデジタルについても取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○武井座長 小林副大臣、お願いします。

○小林副大臣 鎌原さん、ありがとうございます。そうやって国交省の別分野でやられていて、オンラインでも消費者は保護できるという結論を結構出している分野があるのですが、建設業になった瞬間、駄目だというのはちょっと変だと思うのです。そこも含めて、なぜ駄目なのか。うまく転用できるものは転用していただいて整理していくというのがやはり必要だと思います。もちろん関係業界の皆さんが心配になられる部分とか、合意形成を図らなければいけない部分があるのはよく分かります。先ほどの法改正はそもそも必要なか必要ないのかと。また、ステークホルダーで反対する人、合意形成が本当に必要な部分と、そうではなくてみんながハッピーになれる部分を切り分けられると思うのです。早く成果を出せるところは早く出してしまっ、合意形成のために時間が必要な部分については少し時間をかける。とはいえ、来年の前半までだと思っておりますけれども、そうやって整理していくというふうに切り分けて、ぜひ結論を12月に出せるものは出していきたいというのがお願いです。よろしくお願いします。

○武井座長 ありがとうございます。そういう意味でスピード感の出し方も十分工夫していただきたいということだと思います。ぜひともよろしくお願いします。

では、御手洗座長代理、お願いできますか。

○御手洗座長代理 ありがとうございます。

私、手を挙げておりましたが、堀委員とほとんど観点がかぶるところでございました。受験要件の部分について、学歴によって受験要件が違う部分については、中卒の方が現場で長くやったからといって管理に必要な技能が身につくとも限らないですし、大学で勉強した人が短い期間でそれが身につくとも限らないとも思いますので、受験要件ではなく、試験内容、例えば受験科目などによって対応したほうがフェアではないかというのが1点目です。

2点目については主任技術者の配置についてですけれども、金額とリスクというのが完全に比例するのか、若干疑問を感じております。グローブシップさんは主にビル管理など

をされているので、その中では8割方比例しているように思われることかもしれませんが、工事というのは多種多様かと思えます。私がいる気仙沼では、震災後、土木工事がたくさんあったわけですが、受注金額の低いものでも、車線を引き直すなど公共性の高い工事ではミスが起こるとより大きな事故につながるリスクがあるように観察しております。ですので、ここに関しては、要望者である商工会議所さんなのか、国土交通省さんなのか、もしくは一緒にという形かもしれませんが、一つ一つの工事について、そもそも主任技術者や監理技術者が要らないところ、デジタル技術で代替できるところ、など安全対策についての代替案を用意した上で進める必要があると思います。

3点目が、これは全然違う観点でのことになってしまうかもしれませんが、そうは言いつつ、将来的には監理技術者は足りなくなる可能性があるのではないかと感じております。この前の要件緩和では、現場の兼務が可能となっているかと思えますが、現場兼務が可能であるものの、会社をまたいだ現場の兼務は可能ではないのですね。もし理解が違ったら御指摘いただきたいのですが、例えば将来的に会計における監査法人のように、監理技術者の会社ができ、そこから監理技術者が派遣されていろんな現場を見るとか、そういったスキームに変更していくことは可能なのでしょうか。つまり、施工と監理を分けて、監理技術者は監理技術者の会社があり、そこから派遣された人が見ればいいとすると、各工事事業者がみんな自分のところで監理技術者を採用しなければいけない問題は大幅軽減するのではないかと思ったのですが、その点、いかがでしょうか。

○武井座長 ありがとうございます。監理技術者が会社をまたいだりいけないというのはそうなのですかという点から、お答えを国交省さんからお願いします。

○国土交通省（鎌原課長） 監理技術者が2現場兼務可能ということは、ある意味、技術者制度の専任制に風穴を空けたというふうに私も思っているのですが、これはそこについての制約はございません。ただ、2現場を兼務するということには発注者の承諾を取ってくださいということを求めています。通常であれば専任で配置されるものと期待しているのに、実はほかの現場と兼務で対応しますということが後でトラブルにならないように、発注者の承諾を事前に得てくださいという運用をしています。

発注者のほうで「いや、やめてくれ。うちのは規模も大きいし、専任でやってくれ」あるいは「同じ会社の中でA支店とB支店と一緒にやるのはいい。だけど、ほかの発注者のものと兼務するのはいろんな調整とかが大変になってくるから勘弁してくれ」と発注者が応じない場合、了承してくれない場合には無理になります。例えば公共工事などでは、県の発注の工事で専任の技術者が市町村の発注工事の現場と兼務するというようなことも認めているところが多いですので、そういう意味では、会社が違っても兼務というのは制度的には否定されているものではございません。

○御手洗座長代理 だとすると、制度的には、将来的に、例えばフリーの監理技術者みたいな人が業務委託的にいろんな現場の管理をするということ是可以ののですか。

○国土交通省（鎌原課長） それは、もしかしたら私の先ほどの答えが先生の御質問を誤

解しているかもしれないのですけれども、兼務できる場所がAさんの発注者の現場、Bさんの発注者の現場でも兼務は可能ですけれども。

○御手洗座長代理 私が質問したのは、発注者が違ってではなくて、施工会社が違ってもと兼務が可能かということです。つまり、監理技術者の人がフリーで個人事業主としていて、建設会社Aの現場をみたり、建設会社Bの現場のを担当したりといったことができるかという質問です。

○国土交通省（鎌原課長） それは可能ではありません。というのは、これまで実際の建設業の施工技術なり技術力という場合には、私ども、個人の現場の技術者の技術力と、会社としてのバックアップ体制なり施工実績なり、両方が大事だと思っております。発注者も、公共発注でもそうですけれども、技術者の実績なり、これまでの工事の成績、それと会社としてどんなものをこれまで竣工してきたかということと併せて評価しておりますので、技術者とその所属している会社との間には、いわゆる人のやり取りではなくて、ちゃんと雇用されているということを求めているところであります。

○御手洗座長代理 先ほどの質問は、デジタルで代替できるところは代替したり、受験資格をフェアにしていってとしても、やはり将来的には施工パワーに対して監理技術者が足りなくなってくるということは高齢化に伴って起き得るのではないかと思います。会計の監査法人の仕組みのように独立した会社が技術面での監督を行う、そのための技術者を派遣するとか、個人事業主としての監理技術者が業務委託で業務を行うというスキームはできるのか、各建設会社がみんな個別に監理技術者を雇用しなければいけないということが現実的ではなくなるということがロングタームで起こり得るのではないのでしょうかという質問でございました。

○国土交通省（鎌原課長） 通常、建設工事というのは、請負契約の中で、発注者からするとこれだけの工事をこの金額でお願いしますという契約ですけれども、その施工の品質の鍵を握るのが技術者なのですが、そこが施工会社と違うところからだった場合に、5年後、10年後の瑕疵が見つかったときの責任だとか、現実的にそれが消費者、発注者のほうからも受け入れられるような形になるのかというのは、にわかにお答えができません。

○御手洗座長代理 分かりました。考え方としてこうしたことができるのか、ということでお伺いしましたので、すぐお答えいただけなくてもかまいません。持ち帰ってでも、御検討いただけたらと思います。

○武井座長 同意の点を含めて、法律がそう規制しているのが正しいのかという気もします。同意の拒否権を持った側がその分のコストを払うのかという問題もありますし、安全そのものにそこまでのものが今何重にもなっていますが、必要なのかというのは、やる仕事の部分を含んで考える余地があるのではないかと考えて、私もお話を伺っていました。

日商さん、今の御手洗さんのコメントに関して何かございますでしょうか。

○日本商工会議所（五十嵐理事） 発注者と受注者の間で契約するわけですから、発注者がどのように感じるかによると思います。御質問だったのは、施工者と技術者を分けてでき

るかという話ですが、普通に考えると、発注者はそれを望まないのではないかという感じはしております。

○武井座長 工事によって、ということにもならないですか。

○日本商工会議所(五十嵐理事) それもあるので、この議論は先ほどの金額と種類というように、なかなか切り分けも難しいと思っているので、一つ一つ見ていかないと分からないというのが本当のところですよ。

○武井座長 今、十把一からげで全ての工事がこうなっているというのがいいのかという問題はあります。しかも、法律によってこうでなければいけないと仕切っていますから、それが本当にいいのか。それによって不合理な事態が何らか起きていてはないかと思っています。想定したものとは違う工事というのはあるように思います。

○日本商工会議所(五十嵐理事) それはあるかもしれません。もともと建設業法そのものが何十年も前にできたわけで、当時の建設現場では労働者に対して十分な教育がされていなかったと思います。ところが、今は、建設業許可をとっている建設事業者では現場にいる職人さんの教育が行き届いているわけです。そのため、職人にかなり任せられる部分があって、技術者は全体の施工や安全を見ているという話ですから、ある意味、そこに張りつく必要もないという部分も金額的には先ほどありましたけれども、その辺を少し加味して、現状に合った形で適正化を図っていただく、こういうことが我々の希望でございます。

○武井座長 その知恵が重要ですね。安全性は国民の利害である中で、安全性を犠牲にしない形での選択肢は相当いろいろあるように思います。今、一部で過剰規制が起きているかと思しますので、そこをさっきの小林副大臣の規制の精緻化の作業の中で丁寧にやっっていかなければいけないのだと思います。

○日本商工会議所(五十嵐理事) お願いいたします。

○武井座長 続きまして、落合委員、お待たせしました。

○落合専門委員 ありがとうございます。まず、日商さんにお伺いしたいことがありまして、その後、国交省にお伺いできればと思っております。

日商さんというか、個社かもしれないのですが、指定学科を卒業していないということで資格を取りにくくなるというのがあると思いますが、指定学科以外から入社する方というのは少ないのかどうかを伺わせてください。比率まで分かるかどうかは難しいかもしれませんが、他学科や、ほかの産業から流入してくる方が今、少ないのではないかと、ところが数字的にあるのであれば、それを教えていただいたほうが具体的な背景、現実の理解として良いのではないかと考えています。

もう一点は、監理技術の補佐の制度ですけれども、こちらのほうが使われているのかどうかというのもお教えください。

まず、2点です。

○武井座長 お願いします。

○日本商工会議所(五十嵐理事) 指定学科の件につきましては、人数が全体としてどうな

のか、把握はしておりません。ただ、あくまで指定学科の卒業生は限られているので、中小企業からは、採用しにくいというような話は聞いております。

それから、もう一点は何でしたか。

○落合専門委員 監理技術者補佐制度です。この間の改正が使われているかどうかという質問です。

○日本商工会議所(五十嵐理事) 補佐の件ですか。

○落合専門委員 はい、使われているかどうか。

○日本商工会議所(五十嵐理事) これはほとんど使われていないようなことを聞いております。というのは、結局、補佐になるために必要な1級施工管理技術検定の1次検定の試験が難しいということで、補佐になりづらいと聞いております。

また、今まで監理技術者2名で済んでいたところが、今度は監理技術者1名と補佐が2名ということで、合計3名となり必要な技術者の人数が増えてしまいます。技術者不足という観点からすれば、いずれにしてもあまり緩和されていないと思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

最初の指定学科の件なのですけれども、そうすると中小企業では資格者を十分配置できないというか、確保できないという状況にもつながっていますでしょうか。

○日本商工会議所(五十嵐理事) そのとおりです。

○落合専門委員 ありがとうございます。

では、国交省さんにお伺いします。本日、先ほどまで議論されていたICTの話もありますが、合理的な根拠に基づいて教育を受けた結果を評価されているのか、学習の結果を何となくではなくて、根拠がある形で認定して区別できているのか、こういう論点が本日はあると思っています。こういったものは、デジタルに伴う規制の精緻化を行う際に精緻化していく必要があると思うのですが、それに当たって、各制度がなぜそういうふうになっているのかという理由をお伺いしたほうがいいのではないかと思います。その観点から幾つかお伺いいたします。

先ほど結果として少しお答えいただいた部分もあると思いますが、主任技術者と監理技術者との兼務要件の違い、これが特にないというお話だったとは思うのですが、これは全くないということでもよろしいのでしょうか。ある場合にはその理由を、そもそも兼務要件がついている理由を教えてくださいというのが1つ目です。

2つ目が、500万円未満の工事について建設業許可が必要ないとなっている理由を教えてくださいと思います。

最後、3つ目ですけれども、1級施工管理技士について学科試験と実地試験のそれぞれについて行われているのに実務経験を求めているというのはなぜなのか、それぞれ教えていただければと思います。

○武井座長 国交省様、たくさん質問が出ましたが、逐次お願いいたします。

○国土交通省(鎌原課長) 全部お答えを網羅的にできるかどうか、まず、兼務要件の違

いは、専任の要件が同じでありますので、基本的には兼務の要件も同じです。ただ、補佐者を置くことで2現場まで兼務可能というのは監理技術者のみであります。

それから、500万円以下の工事について許可が不要という理由につきましては、建設工事の中で500万円未満の請負金額の工事、これは建築一式ですと1500万円になりますけれども、軽微な建設工事ということで、そこにまで規制を及ぼすことは過度な規制となるのではないかということで許可を不要にしております。

ちょっと補足しますと、500万円以下の部分でも何か特別に規制が必要な場合には個別に別の法律で手当てをしているのはあります。フロンの取扱い、アスベストの取扱い、電気工事は経産省のほうで登録制もございますし、以前、私どもも解体工事については廃棄物との関係もあって500万円未満でも登録を求めていることがございます。ただ、一般的には、500万円未満につきましては、そこは工事自体が軽微だということで、発注者保護の観点なども踏まえてだと理解しておりますけれども、許可を不要にしております。

それから、技術検定の学科試験、実地試験を求めているのに、実務経験まで求めている理由ということですが、今の技術検定につきましては、学科、実地ということではなくて、1次検定、2次検定に再編しておりますけれども、そこで求めている実地というのは決して現場で行う試験ではなくて、あくまで机上でといいますか、試験会場の中で応用力を試すような設問となっております。実際に実務経験が必要なのは、これも建設工事の特性ですが、いろいろな気象条件、現場条件、また発注者からも工事の変更だとか、台風とか来るときもあります。そういった中でどうやって現場を切り盛りして安全なりを確保していくか、最終的に工期に間に合わせて物をつくっていくかというのは、やはり現場でのその時々を経験というものが大きく左右すると、実際、現場の方から伺っております。そういう意味で、ペーパー試験である学科試験、実地試験とは別に実務経験というものがないと安心して発注者は仕事を任せられないのではないかと考えております。

そういう意味では、これまでのいろいろな御議論の中で、金額だけで見るのか、本来であれば一件ずつの工事に応じて規制ができればいいのではないかと、そこはおっしゃるとおりだと思いますが、同じ工事はなかなかありませんので、一件一件確認というのは実務的にも非常に厳しく、どこかのところで線を引いて、それが負担にならないように、どちらかというとなんか緩やかになるような方向で金額なり一定のものについては種類で規制の線を引いているのかなと感じております。全部お答えできましたでしょうか。

○落合専門委員 そのうち、主任技術者と監理技術者で兼務要件の差異があることは教えていただいたのですが、なぜ差異が生じているのかという理由と、あと500万円が軽微であると判断された理由について補足をお願いいたします。

○国土交通省（鎌原課長） 申し訳ありません。確認をいたしました。主任技術者のほうは、現在の専任の兼務としましては、ある程度近接した地域、おおむね10キロ、およそということで2現場までの兼務という形にしております。

監理技術者のほうは、先ほど来御説明しておりますけれども、監理技術者が担当する工

事というのはより大規模で、かつ公共性、不特定多数の者が利用するという事で、専任要件を緩和する際に主任技術者の兼務の場合よりも一つハードルを上げております。基本的には、監理技術者が専任で現場のことだけをやっていなくても、監理技術者になるにはまだ早いけれども、それなりの経験、能力のある方が現場にいるということを条件にさせていただいているところであります。

監理技術者の補佐制度は、監理技術者を補佐する者を現場に置いていただくのですけれども、その補佐になれる方の合格者が先月から出てきておりますので、そういう意味では制度が活用されていくのはこれからなのかなと思っております。

○落合専門委員 ありがとうございます。500万円の件はいかがでしょうか。

○国土交通省（鎌原課長） 500万円のところは、建設業の許可制度を入れました、たしか昭和46年であったかと思えますけれども、そのときに一定の工事以上のものを許可制の対象にするということで審議会でもとまりました。では、一定をどこで線引きしようかといったときに、これもまた発注者代表、受注者代表、学識者の三者が入っていただいた審議会だったと記憶しておりますが、その中で、当時の施工の金額が許可制度で何割ぐらいをカバーすべきかといったようなことや、あとは発注者の保護として、ただ、規制を伴う形での反射的な保護になりますので、どのぐらいを考えるのが適切かということで御議論いただいた上で、その金額になったと理解しております。

○落合専門委員 今、頂いたいろいろな御説明も踏まえて今後も議論させていただければと思います。ありがとうございます。

○武井座長 40～50年変わっていないというのが今も妥当なのですかという話と、現場の数というのもデジタルの活用を前提とした規律ではないのだと思います。そこも直近に行われた改正とはいえ、コロナ前にやっている法改正だと思いますから、コロナのいろんな動きの中でデジタルの活用を踏まえた安全性確保の新たな手段を考えていく必要があると思います。しかも、デジタルにしたほうがデータもよります。物によっては人の目で見るとより安全性が高いものもあるでしょう。単なる代替でなく、逆にデジタルのほうがアナログよりいい面もありますので、そこまで含めた根本的な見直しをさせていただくタイミングかなと改めて思います。

小林副大臣から、最後に何か一言ございましたら、お願いします。

○小林副大臣 皆さん、ありがとうございました。議論のとおりだと思いますので、国交省の皆さん、ぜひ前向きに整理をお願いします。また、先ほど申し上げたように、年末までに出せるものは出していただくということで、精緻に整理させていただいて御協力をよろしくをお願いします。

以上です。

○武井座長 ありがとうございました。

では、私のほうからも総括いたします。

今日の話は、ミクロな話ですけれども、相当インパクトがある話だと思っています。今

日のお話は日本全国どの地域でも出てきますし、インフラ整備の話でもあるし、雇用創出の話でもありますし、地域活性化の話でもありますので、日本経済の現状からして、とても重要なテーマをミクロとして取り扱ったということだと思います。しかも、中小企業に限りませんけれども、まさに人の仕事をつくるという面もありますし、人の仕事の付加価値を高めるという面もあります。多様な働き方を認めるという点もあります。それらが全部合わさることで人に支払われる給与等が増えるというところまでいく話なのだと思います。

そういった大きなマクロがあつての今日のミクロの話だったと御理解いただいて、国交省様におかれましては、技術者の配置・専任・常勤規制について、ICTをはじめとしたデジタル技術の活用を踏まえて、安全性を後退させることなく、将来を見据えた生産性向上に資する御検討を強くお願いしたいと思えます。

また、技術者資格の取得につきましても、若手人材の育成や、他業種からも建設業を目指す方が増えていくように、合理的な見直しをぜひとも御検討いただければと思えます。

規制改革推進会議として今後の検討状況をフォローしてまいりたいと考えておりますので、国土交通省様には、本日の議論を踏まえて、具体的な検討状況や方向性の確認のため、検討会立ち上げ後に引き続き本ワーキングでの御議論をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、長時間になりましたが、今日のワーキングを終了したいと思います。日本商工会議所の皆様、国土交通省の皆様、本日は誠にありがとうございました。